

重要事項説明書

社会福祉法人<sup>恩賜
財団</sup>済生会奈良病院

訪問看護ステーション野の花

御利用の皆様へ

訪問看護ステーション重要事項説明書

この説明書はご利用の皆様に対する、訪問看護ステーションの事業運営の中で、ご理解いただきたい点を明記させていただいておりますので必ずお読みください。

1. 訪問看護ステーションの事業は、健康保険法・介護保険法に基づき、主治医の指示のもとに次の状態にある利用者様に対して訪問看護を行い、療養上のお世話や診療の補助をすることを目的と致しております。

- ①疾病負傷等により在宅で寝たきりの状態の利用者様。
- ②疾病負傷等により在宅で寝たきりの状態に準ずる状態の利用者様。

上記の利用者様に対し、心身の特性を理解し、意思を尊重し、生活の質の確保と健康管理、日常生活動作の維持回復を行い、さらに人間としての尊厳を保ちながら快適な在宅医療を送っていただけるように継続支援致します。

2. 指定訪問看護を行う事業者（法人）の概要及び事業者の名称及び所在地

事業者（法人）の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 恩賜財団 済生会奈良支部 奈良県済生会
支部長	今川 敦史
所在地・連絡先	桜井市阿部 323 0744-49-0501

事業所の概要

名称	社会福祉法人 恩賜財団 済生会奈良病院 訪問看護ステーション野の花
所在地・連絡先	奈良市八条四丁目 643 番地 0742-34-9700

3. 職員の人数、職務内容

訪問看護ステーションは、管理者（看護師）1名・訪問看護師1名以上、作業療法士1名以上、事務員1名で利用者様の訪問看護をさせていただきます。

4. 営業日及び営業時間

営業日	月～金曜日	土曜日
営業時間	9：00～17：15	9：00～12：30

第2・4土曜日、日曜日、国民の祝祭日、振替休日、12月29日から1月3日まで、8月15日は休日とさせていただきます。但し、主治医の指示のもとその限りではありません。

緊急時の対応は利用者様より、24時間常時連絡可能な体制を整えておりますので、ご連絡ください。

5. 訪問看護の提供方法は、次の通りとさせていただきます。

- ① 利用者様が主治医に申し出て、主治医が「訪問看護指示書」を訪問看護ステーションに交付し、その指示により訪問看護を実施させていただきます。
- ② 利用者様に主治医がいない場合は、当訪問看護ステーションより市町村医師会に、利用者様の病態等を申し出て、主治医の調整をさせていただきます。
- ③ 介護保険をご利用の利用者様は、介護支援専門員のケアプランの下で計画された日時に、訪問看護の提供をさせていただきます。

6. 訪問看護の内容については、次の通りとさせていただきます。

訪問看護の内容につきましては、訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、以下の事項について行わせていただきます。

- ① 健康相談。(病状・全身の状態の観察と助言)
- ② 日常生活の看護。(清拭・排泄・床ずれ・食生活の助言・療養環境整備等)
- ③ 理学療法や作業療法、また言語療法。
- ④ 治療促進のための看護。(カテーテルの管理、服薬指導・管理)
- ⑤ 療養生活や介護方法の助言。
- ⑥ その他、在宅療養を継続するために、必要な医師の指示による医療処置や医療器具の管理。
- ⑦ 在宅終末期看護。
- ⑧ 認知症等の看護。
- ⑨ 訪問看護人材育成の協力事業所となっています。看護学生や研修生が訪問看護師に同行し、学ばせていただく場合があります。

7. 緊急時における対応については、次の通りとさせていただきます。

- ① 緊急時に備えその対処方法を主治医、利用者様と当訪問看護ステーションで確認し訪問看護を開始させていただきます。
- ② 当訪問看護ステーションは、利用者様の緊急時に備え、24 時間連絡体制を整えております。
- ③ 訪問看護実施中に利用者様の病状が急変した場合には、速やかに主治医に連絡し、主治医の指示に従い適切な処置を講じます。尚主治医への連絡が困難な場合は、ご家族様のご了解を得、救急搬送させていただく場合もございます。また、後刻速やかに主治医、当訪問看護ステーションの管理者に対し報告をさせていただきます。

8. 通常の訪問看護実施地域については、次の通りとさせていただきます。

原則、奈良市・大和郡山市とさせて頂き、その他の地域については、別途御相談させていただきます。

9. ①利用者様からの相談や苦情の申し出については、次の通りの対応をさせていただきます。訪問看護ステーションでは、利用者様及び当該相談者様又は苦情に関する事実があった日から原則 1 年以内のお申し出に対応させていただきます。また、お申し出に対し責任をもって対応させていただくため、訪問看護ステーション内に対応責任者を配置し対応させていただきます。(対応責任者：中田 幸子)

尚、申し出窓口は社会福祉法人恩賜財団済生会奈良病院・奈良県国民健康保険団体連合会・奈良市役所介護福祉課と致します。

(連 絡 先)

社会福祉法人恩賜財団 済生会奈良病院	0742-36-1881	平日 9:00～17:00 第 2・4 土曜日 9:00～12:30
奈良県国民健康保険団体 連合会	0744-29-8326	平日 9:00～17:00
奈良市役所介護福祉課	0742-34-5422	平日 9:00～

②虐待防止法に基づき、虐待 5 原則「身体的虐待」「介護、世話の放棄・放任」「心理的虐待」「性的虐待」「経済的虐待」を遵守し、虐待とみなされる行為は行いません。

③利用者・ご家族様等による身体的・精神的暴力、セクシャルハラスメントのいずれかに該当する場合は、契約解除する場合があります。ご了承ください。

④職員が安全にケアを行うため、訪問中はペットにリードをつけていただくか、ゲージや居室外へ保護するなどの、配慮をお願いいたします。万が一に、職員がペットによる咬傷等の事故で治療が必要となりましたら、費用等のご相談をさせていただく場合があります。

1 0. 利用者様の個人情報の取り扱い、また秘密保持については、次の通りの対応をさせていただきます。

訪問看護ステーション職員は、業務上知りえた秘密を保持することから、情報の取り扱いには十分な配慮を致します。また、訪問看護ステーション退職後においても正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者様またはご家族様の秘密を漏らすことがないように雇用契約に盛り込むなどの対応を致しております。担当者会議等での個人情報の取り扱いについても十分に注意致します。

1 1. 利用料金について

①利用者様に対しまして、医療受給者については法令の定めるところにより算出した額を、また介護保険の認定を受けられた要介護利用者様に対しましては、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、介護保険による定められた利用料金を請求致します。

②その他利用料（時間外、交通費並びに必要な医療物品等）につきましては、別途料金表に基づき頂戴させていただきます。

1 2. 事故発生時の対応について

①当訪問看護ステーションでは、利用者様に対する訪問看護の提供により事故が発生した場合は、全国健康保険協会、後期高齢者医療広域連合または健康保険組合、利用者様のご家族に連絡をさせていただくとともに、必要な措置を講じさせていただきます。

②当訪問看護ステーションからの利用者様の指定訪問看護により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償の責を負うものと致します。

③当訪問看護ステーションは災害・自然災害・悪天候等により訪問を中止する場合がございます。

1 3. 職員へのお気遣いについて

「お心づけ」や「お中元・お歳暮」、訪問時のお茶などのお気遣いはご遠慮させていただきます。

14. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について
当訪問看護ステーションの実施実績はございません。

当事業者はサービスの利用に当たり、利用者様に対して重要事項説明書の交付の上、訪問看護サービスの内容及び重要事項の説明を行いました。

年 月 日

説明者 _____ 印

私は、重要事項説明書に基づいて訪問看護サービスの内容等に係る重要事項の説明を受け、その内容について同意の上、本書を受領しました。

年 月 日

利用者本人 _____ 印

ご家族・代理人(続柄) _____ 印